

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 外国保険業者</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務、経理等（<u>第百三十三</u>条の四―<u>第百六十</u>条）</p> <p>第三節～第六節（略）</p> <p>第十章～第十二章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>（密接な関係の範囲）</p> <p>第一条の二の二 令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。</p> <p>一 二以上の団体相互が次のイからハまでに掲げる関係のいずれかを有するという関係</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 外国保険業者</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務、経理等（<u>第百三十四</u>条―<u>第百六十</u>条）</p> <p>第三節～第六節（略）</p> <p>第十章～第十二章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>（密接な関係の範囲）</p> <p>第一条の二の二 令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。</p> <p>一 二以上の団体相互が次のイからハまでに掲げる関係のいずれかを有するという関係</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲</p>

げる要件のいずれかに該当する者である関係

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第一百五条及び第一百五条の六、第一百八条、第十一章（第二百十条の十の二を除く。）、第十二章（第二百十一条の三十八及び第二百十一条の八十二を除く。）並びに第二百四十六条において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(i) (vii) (略)

(2) (略)

二・三 (略)

2 (略)

3 令第十三条の五の二第六項の規定は、第一項第一号ハ(1)の場合において当該規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(密接な関係を有する会社等)

第一条の六 (略)

2 (略)

3 令第十三条の五の二第六項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。

げる要件のいずれかに該当する者である関係

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この条、第一条の三、第一条の五から第一条の七まで、第六条、第二編第三章、第四章、第七章から第九章及び第十二章において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(i) (vii) (略)

(2) (略)

二・三 (略)

2 (略)

3 令第十三条の五の二第四項の規定は、第一項第一号ハ(1)の場合において当該規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(密接な関係を有する会社等)

第一条の六 (略)

2 (略)

3 令第十三条の五の二第四項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。

第十四条 削除

(保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者)

第十四条 令第二条の第三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人であ

る者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において「同じ。」を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。））。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件

に該当するもの

2 | 令第二条の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 | 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 | 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ | 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができ

るものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 | 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ず

る収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

4 | 令第十三条の五の二第四項の規定は、法第九十九条第八項の規定において信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十三条第二項（信託業務の委託に係る信託会社の責任）及び第二十九条第二項（信託財産に係る行為準則）の規定を準用する場合における第一項各号及び第二項各号に規定する議決権について準用する。

（取締役等の兼職の認可の申請等）

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を經由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

一〇六 （略）

（取締役等の兼職の認可の申請等）

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を經由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

一〇六 （略）

2 (略)

(資本金の額の減少の認可の申請等)

第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社をいう。第五十二条の十四第一号、第五十二条の二十三第四項及び第二百八条第二項第一号において同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。第二百十一条の二十八第三号において同じ。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

2 (略)

七～九 (略)

2 (略)

(資本金の額の減少の認可の申請等)

第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法第二条第二項（定義）に規定する信託会社をいう。第五十二条の十四第一号、第五十二条の二十三第四項及び第二百八条第二項第一号において同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。第二百十一条の二十八第三号において同じ。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

2 (略)

七～九 (略)

(特別目的会社の特則)

第二十条の十五 前条の規定にかかわらず、特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項(定義)に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二条の十二の二第三項において同じ。)については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社に該当しないものと推定する。

一・二 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからホまでに掲げる資産の額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。)を合計した額

イ 当該同一人が発行する社債(短期社債(法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第一項第四号、第五十三条の六の二第二項

(特別目的会社の特則)

第二十条の十五 前条の規定にかかわらず、特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条において同じ。)については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社に該当しないものと推定する。

一・二 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからホまでに掲げる資産の額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。)を合計した額

イ 当該同一人が発行する社債(短期社債(法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第一項第四号、第五十三条の六の二第二項

第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。)を
除く。)及び株式(出資を含む。)

ロゝホ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(当該保険会社と特殊の関係のある者)

第四十八条の四 法第九十七条の二第三項に規定する内閣府令で定め
る特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の子法人等(令第十三条の五の二第三項に規定す
る子法人等をいう。以下同じ。)
- 二 当該保険会社の関連法人等(令第十三条の五の二第四項に規定
する関連法人等をいう。以下同じ。)

(保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者)

第五十二条の十二の二 令第十三条の五の二第三項に規定する内閣府

令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人
等をいう。以下同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しく
は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定す
る意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配してい
ないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 一 他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更
生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の

第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。)を
除く。)及び株式(出資を含む。)

ロゝホ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(当該保険会社と特殊の関係のある者)

第四十八条の四 法第九十七条の二第三項に規定する内閣府令で定め
る特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の子法人等(令第二条の三第二項に規定する子法
人等をいう。以下この章において同じ。)
- 二 当該保険会社の関連法人等(令第二条の三第三項に規定する関
連法人等をいう。以下この章において同じ。)

(新設)

法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他_レの法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を使用すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が

融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。）を行つてゐること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2 令第十三条の五の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手

続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに
準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財
務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えるこ
とができないと認められるものを除く。以下この項において同じ
。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有してい
る場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他
の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計
算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法
人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人であ
る者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及
び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができ
るものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に
就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は
事業上の取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定
に対して重要な影響を与えることができることが推測される事
実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算におい

て所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3| 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

4| 令第十三条の五の二第六項の規定は、法第九十九条第八項の規定において信託業法第二十三条第二項（信託業務の委託に係る信託会社の責任）及び第二十九条第二項第一号（信託財産に係る行為準則）の規定を準用する場合における第一項各号及び第二項各号に規定する議決権について準用する。

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三条の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者に該当する金融機関の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。第五十三条の六において同じ。)又は使用人とともに顧客を訪問する場合には、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

2 前項に規定する「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 当該保険会社の子会社
- 二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社(当該保険会社及び前号に掲げる者を除く。)
- 三 当該保険会社の子法人等(前二号に掲げる者を除く。)
- 四 当該保険会社を子法人等とする親法人等(保険持株会社を除く。)
- 五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等(当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。)
- 六 当該保険会社の関連法人等

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三条の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者(法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。)に該当する金融機関(令第二条の三第四項各号に掲げる金融機関をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。)の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。第五十三条の六において同じ。)又は使用人とともに顧客を訪問する場合には、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

(新設)

- 七| 当該保險会社が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等
 - 八| 当該保險会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（第六号に掲げる者を除く。）
 - 九| 当該保險会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保險会社に係る議決権が当該保險会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる法人等（当該保險会社を除く。）
 - イ| 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
 - ロ| 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 3| 第一項に規定する「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。
- 一| 銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。）
 - 二| 長期信用銀行
 - 三| 銀行業を営む外国の者
 - 四| 信用金庫連合会
 - 五| 労働金庫連合会
 - 六| 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

（新設）

4 第二項に規定する「親法人等」とは、令第十三条の五の二第三項に規定する親法人等をいう。

第五十三条の五 削除

（特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開金融情報の取扱い）

第五十三条の六 保険会社は、その特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）に該当する金融機関（同条第三項に規定する金融機関をいう。）がその業務（保険募集に係るものを除く。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用されないことを確保するための措置を講じな

（新設）

（特定関係者に該当する金融機関との店舗等の共有に係る取扱い）

第五十三条の五 保険会社は、その営業所又は事務所を当該保険会社の特定関係者に該当する金融機関からの独立を損なわない態様で設置すること及び当該金融機関と電子情報処理組織（当該電子情報処理組織が当該保険会社と当該金融機関との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。）を共有しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開金融情報の取扱い）

第五十三条の六 保険会社は、その特定関係者に該当する金融機関がその業務（保険募集に係るものを除く。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

ればならない。

2～4 (略)

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第五十三条の十三 法第百条の二の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険会社が行うことができる業務（以下「保険関連業務」という。）とする。

(新設)

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第五十三条の十四 保険会社は、当該保険会社又はその親金融機関等（法第百条の二の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

(新設)

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

2～4 (略)

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。

3 第一項の「対象取引」とは、保険会社又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2～10 (略)

11 令第十三条の五の二第六項の規定は、第七項から第九項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第六項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2～10 (略)

11 令第十三条の五の二第四項の規定は、第七項から第九項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第四項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項

、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（業務報告書等）

第五十九条（略）

2（略）

3 法第百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条及び第五十九条の三において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子法人等

二 当該保険会社の関連法人等

4～7（略）

第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～ハ（略）

、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（業務報告書等）

第五十九条（略）

2（略）

3 法第百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条及び第五十九条の三において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。）

二 当該保険会社の関連法人等（令第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。）

4～7（略）

第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～ハ（略）

ニ 保険会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ (略)

2 (略)

(保険会社がその経営を支配している法人)

第八十五条の二 法第二百二十八条第二項に規定する内閣府令で定める法人は、当該保険会社の子法人等のうち子会社以外のものとする。

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三百三十三条の四 法第九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三百三十三条の五 外国保険会社等は、当該外国保険会社等又はその親金融機関等（法第九十三条の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条

ニ 保険会社及びその子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ (略)

2 (略)

(保険会社がその経営を支配している法人)

第八十五条の二 法第二百二十八条第二項に規定する内閣府令で定める法人は、当該保険会社の子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。第二百十條の十一の二において同じ。）のうち子会社以外のものとする。

(新設)

(新設)

- 第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。
- （）が行う取引に伴い、当該外国保険会社等又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備
 - 二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備
 - イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
 - ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
 - ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
 - ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法
 - 三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
 - 四 次に掲げる記録の保存
 - イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
 - ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録
- 2| 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。
- 3| 第一項の「対象取引」とは、外国保険会社等又はその親金融機関

等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該外国保険会社等又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(算定割当量の取得等)

第四百二十二条の五 法第九十九条において準用する法第九十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の四の二に規定するものとする。

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五、第五十二条の六から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項及び第四項を除く。)及び第五十三条の六から第五十三条の十二までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払準備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定

(新設)

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の十二までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払準備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出

は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第五百三十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第八十七条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等という。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の

する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第五百三十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等という。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の四中「特定関係者（法第八条第

三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三條の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第九十四條第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の六中「特定関係者（第五十三條の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同條第三項」とあるのは「第五十三條の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の七第一項中「法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同條第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三條の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三條の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同條第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同條第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第六十二條本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同條第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三條において準用する第三十條の第三項中「法第四條第二項第二号」とあるのは「法第八十七條第

一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。）」とあるのは「特殊関係者（法第九十四條第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三條の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の七第一項中「法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同條第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三條の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三條の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同條第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同條第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第六十二條本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同條第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三條において準用する第三十條の第三項中「法第四條第二項第二号」とあるのは「法第八十七條

三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第五百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第五百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第五百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になる

七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第五百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第五百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第五百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第五百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になる

うとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ〜ル (略)

ヲ その子会社等(子法人等及び関連法人等をいう。以下この条において同じ。)の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三〜六 (略)

2〜6 (略)

(保険主要株主と特殊の関係のある会社)

第二百十條の二 (略)

2 令第十三条の五の二第六項の規定は、前項第三号の場合において同号の保険主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第六項中「第四百七十七条第一項又は第四百八条第

うとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ〜ル (略)

ヲ その子会社等(令第二条の三第二項に規定する子法人等及び同条第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条において同じ。)の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三〜六 (略)

2〜6 (略)

(保険主要株主と特殊の関係のある会社)

第二百十條の二 (略)

2 令第十三条の五の二第四項の規定は、前項第三号の場合において同号の保険主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第四項中「第四百七十七条第一項又は第四百八条第

一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二百十條の六の二 法第二百七十一條の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二百十條の六の三 保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等（法第二百七十一條の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 対象取引を適正な方法により特定するための体制の整備
- 二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備
- イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離す

一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

る方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(保険持株会社に係る業務報告書等)

第二百十条の十 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る業務報告書等)

第二百十条の十 (略)

2 (略)

3 法第二百七十一条の二十四第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（次条において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 当該保険持株会社の子法人等

二 当該保険持株会社の関連法人等

4 5 6 (略)

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十條の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 5 三 (略)

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 5 八 (略)

ニ 保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

3 法第二百七十一条の二十四第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（次条において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 当該保険持株会社の子法人等（令第二条の三第三項に規定する子法人等をいう。）

二 当該保険持株会社の関連法人等（令第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。）

4 5 6 (略)

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十條の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 5 三 (略)

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 5 八 (略)

ニ 保険持株会社及びその子法人等（令第二条の三第三項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ (略)

254 (略)

(業務運営に関する措置に関する規定の準用等)

第二百十一条の三十三 第五十三条第二項から第四項までの規定は少額短期保険募集人について、第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項及び第四項を除く。)、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十四条(第一号を除く。)、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「前項第五号から第七号まで」とあるのは「第二百十一条の三十第一号から第三号まで」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(令第三十八条の十各号(第二号及び第三号を除く。))に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。)」と、第五十三条の六中「特定関係者(第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。)」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二條の十一」と、第五十四条中「法第百條の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百條の三」と、同条第三号中「特定関係者」と

ホ (略)

254 (略)

(業務運営に関する措置に関する規定の準用等)

第二百十一条の三十三 第五十三条第二項から第四項までの規定は少額短期保険募集人について、第五十三条の三から第五十三条の六まで、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十四条(第一号を除く。)、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「前項第五号から第七号まで」とあるのは「第二百十一条の三十第一号から第三号まで」と、第五十三条の四中「法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「令第三十八条の十各号(第二号及び第三号を除く。))に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の五及び第五十三条の六において同じ。)」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二條の十一」と、第五十四条中「法第百條の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百條の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。)」と、同条第四

あるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

（業務報告書等）

第二百十一条の三十六（略）

2（略）

3 法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条及び第二百十一条の三十八において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 当該特定少額短期保険業者の子法人等

二 当該特定少額短期保険業者の関連法人等

4（略）

号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

（業務報告書等）

第二百十一条の三十六（略）

2（略）

3 法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条及び第二百十一条の三十八において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 当該特定少額短期保険業者の子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この章において同じ。）

二 当該特定少額短期保険業者の関連法人等（令第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下この章において同じ。）

4（略）

(少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等)

第二百十一条の七十二 (略)

2 (略)

3 法第二百七十二條の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書

面(法第二百七十二條の三十一第一項の規定による承認に限る。)

は、次の各号に掲げる場合に_レ応じ、当該各号に掲げる書面とする。

- 一 法第二百七十二條の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)
- 。 (略)

イ (略)

ロ 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人で

あること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、

当該書面に相当する書面)

- (1) (略)
- (11) (略)

(12) その子会社等(子法人等及び関連法人等をいう。以下この

条において同じ。)の名称、主たる営業所又は事務所の位置

及び業務の内容を記載した書面

ハ (略)

(少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等)

第二百十一条の七十二 (略)

2 (略)

3 法第二百七十二條の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書

面(法第二百七十二條の三十一第一項の規定による承認に限る。)

は、次の各号に掲げる場合に_レ応じ、当該各号に掲げる書面とする。

- 一 法第二百七十二條の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)
- 。 (略)

イ (略)

ロ 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人で

あること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、

当該書面に相当する書面)

- (1) (略)
- (11) (略)

(12) その子会社等(令第二条の三第二項に規定する子法人等及

び同条第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条にお

いて同じ。)の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業

務の内容を記載した書面

ハ (略)

二 法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合

イ・ロ (略)

ハ 当該者の最近における財産の状況(当該者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。)を知ることができ
る書面

ニ (略)

ホ (略)

三 (略)

(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百二十二条 (略)

2 (略)

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければなら
ない。

一 銀行等が、次に掲げる者(当該銀行等が、第五項に規定する定
めをした協同組織金融機関(信用金庫、労働金庫、信用協同組合
及び農業協同組合等(令第三十九条第八号に規定する農業協同組
合並びに同条第九号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同

二 法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合

イ・ロ (略)

(新設)

ハ (略)

ニ (略)

三 (略)

(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百二十二条 (略)

2 (略)

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければなら
ない。

一 銀行等が、次に掲げる者(当該銀行等が、第五項に規定する定
めをした協同組織金融機関(信用金庫、労働金庫、信用協同組合
及び農業協同組合等(令第三十九条第七号に規定する農業協同組
合並びに同条第八号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同

組合をいう。以下この号において同じ。)をいう。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。)である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員(会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあつては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ)である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第四号から第六号までに掲げるものに限り、既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新に係るものを除く)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イゝハ (略)

二・三 (略)

4ゝ6 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 保険会社等又は外国保険会社等との間で保険契約を締結するこ

組合をいう。以下この号において同じ。)をいう。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。)である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員(会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあつては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ)である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第四号から第六号までに掲げるものに限り、既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新に係るものを除く)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イゝハ (略)

二・三 (略)

4ゝ6 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 保険会社等との間で保険契約を締結することを条件として当該

とを条件として当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（法第百条の三（法第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者及び法第百九十四条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為

四（略）

五 保険契約者に対して、保険契約に係る保険の種類又は保険会社等又は外国保険会社等の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

七十一（略）

十二 銀行等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第一号

保険会社等の特定関係者（法第百条の三（法第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者及び法第百九十四条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為

四（略）

五 保険契約者に対して、保険契約に係る保険の種類又は保険会社等の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

七十一（略）

十二 削除

から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六條第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七條第一項第一号及び第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一條の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五條の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三條の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五條の八各号（組合と特殊の関係のある者）（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十條第一項第一号（法第十一條の二三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九條第一項第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八條第一項第一号（農林中央金庫の特定関係者）に規定する者をいう。以下この項において同じ。）に該当する保険会社等若しくは外国保険会社等又はその役員若しくは使用人が、保険契約者又は被保険者に対し、当該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させ

る行為

十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の八各号（組合と特殊の関係のある者）（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条第一項第一号（法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号（農林中央金庫の特定関係者）に規定する者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の

十四～十九 (略)

2～8 (略)

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第八条第一項の規定による取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可 三十日

三～二十三 (略)

2 (略)

代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四～十九 (略)

2～8 (略)

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第八条第二項の規定による取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可 三十日

三～二十三 (略)

2 (略)